

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	3
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第3号） 【令和3年度埴町一般会計補正予算（第7号）】		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度埴町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、税、交付金、国県支出金等の額の確定による歳入補正を行うとともに、歳出予算の不用額の整理及び減債基金積立金を増額するものであります。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第4号） 【令和3年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）】		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、工事費等歳出予算の不用額の整理をするものであります。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第5号） 【令和3年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）】		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>                  本予算は、工事費等歳出予算の不用額の整理をするものであります。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	令和 4 年 6 月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第 7 号） 【埴町税条例等の一部を改正する条例の制定について】		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴う改正であることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したため、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和 20 年度分の個人の町民税及び居住年が令和 7 年であるものまで延長する等所要の措置が講じられました。</li> <li>・上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置が講じられました。</li> <li>・令和 4 年度分の固定資産税に限り、地価が一定以上、上昇した商業地等の税額の上昇幅を評価額の 2.5%（現行 5%）とする激変緩和措置が講じられました。</li> <li>・上記改正に伴い、条項及び文言を整理します。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年 4 月 1 日から施行します。</li> </ul>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	専決処分について（専決第8号） <b>【埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】</b>		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>          地方税法施行令の改正により必要な改正を行うものであり、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴う改正であることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したため、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎額に係る課税限度額を65万円に引上げる（現行63万円）</li> <li>・後期支援金課税額に係る課税限度額を20万円に引上げる（現行19万円）</li> <li>・附則中の規定を適正な表現に修正する。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b>          令和4年4月1日から施行します。</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	24
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b> 保護者からの要望等により、学期中の期間のおやつ提供の取りやめに伴い、分担金の額より、おやつ代相当分の額を減額するため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 学期中の分担金の額の変更 (分担金の額) 第3条 学期中の期間 5,000円 ⇒ 3,000円 実施日数が10日以下の月の場合 2,500円 ⇒ 1,500円</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する</p>		
担当課	学校教育課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	25
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>          令和4年度国民健康保険税を賦課するため、必要額から税を算定するに際し、按分率の改正が必要となることにより、条例の一部を改正するものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          国保税の算定基礎となる医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの所得割額の率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正する。</p> <p><b>【施行期日】</b>          公布の日から施行します。</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	26
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            埴町辺地総合整備計画の田代辺地、湯岐辺地及び片貝辺地の内容を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>①田代辺地            令和4年度に実施する予定事業「田代給水施設整備事業」について事業の追加を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行するものです。</p> <p>②湯岐辺地            令和4年度に実施する予定の事業「湯岐・木野反給水施設整備事業」について事業の追加を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行するものです。</p> <p>③片貝辺地            令和4年度に実施する予定の事業「町道落合殿畑線補修事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行するものです。</p>		
担当課	総務課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	27
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	令和4年度埴町一般会計補正予算（第1号）		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度埴町一般会計補正予算（第1号）を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            本予算は、歳入で、国庫支出金・県支出金・繰入金・諸収入・町債を、歳出で、総務費・民生費・農林水産業費・商工費・土木費・教育費を、補正するものです。            歳入歳出それぞれ267,644千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ6,649,532千円とするものです。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	28
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	令和4年度埴町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>          地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度埴町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          本予算は、歳入では国民健康保険税、県支出金、繰入金を、歳出では保険給付費、国民健康保険事業費納付金、予備費をそれぞれ補正するものです。          歳入歳出それぞれ20,511千円を減額し、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ931,503千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	29
提出時期	令和4年6月（定例会・臨時会）		
案件名	令和4年度埴町介護保険特別会計補正予算（第1号）		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>          地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度埴町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          本予算は、歳入では保険料を、歳出では保険給付費をそれぞれ補正するものです。          歳入歳出それぞれ2,640千円を増額し、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ1,201,558千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ <b>報告</b>	番号	1
提出時期	令和4年6月（ <b>定例会</b> ・臨時会）		
案件名	令和3年度埜町繰越明許費繰越計算書について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度埜町繰越明許費繰越計算書を議会へ報告するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            一般会計、戸籍住民基本台帳事業ほか計17事業について、繰越限度額5億558万7千円のうち3億8,256万9千円を令和4年度に繰り越して執行するものです。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ <b>報告</b>	番号	2
提出時期	令和4年6月（ <b>定例会</b> ・臨時会）		
案件名	法人の経営状況について 【白河地方土地開発公社】		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b> 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、白河地方土地開発公社の令和3年度経営状況を議会へ報告するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年事業年度事業計画</li> <li>・令和3年事業年度事業報告</li> <li>・財務諸表</li> </ul>		
担当課	総務課		